

20建企第881号

平成21年3月30日

各 位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会
事務局長 建設企画課長（公印省略）

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項
（単品スライド条項）適用にあたっての運用
【平成21年4月1日改定版】

標記について、平成20年12月1日付け20建企第565号で通知しているところですが、平成21年3月2日付け20建企第789号で減額となる場合を含めた適用としたこと等に伴い、別添の通り運用を改めましたので、お知らせします。

**長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項
(単品スライド条項)適用にあたっての運用
【平成21年4月1日改定版】**

平成21年3月

長 崎 県

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項 (単品スライド条項)適用にあたっての運用 【平成21年4月1日改定版】

1. 運用について

平成21年3月2日付け20建企第789号において、長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項(以下、「単品スライド条項」という)の適用を通知(改訂)しているところであるが、詳細な適用資材やスライド額算定方法等について、この運用で定めるものとする。

なお、この運用は、平成21年4月1日以降に『単品スライド条項に関する請負代金額変更の協議を開始する工事』に適用する。

2. 適用品目及び適用年月日

単品スライドの適用品目及び適用年月日は以下のとおりとし、適用品目の詳細については、別表1「単品スライド対象資材一覧表」のとおりとする。

適用品目	適用年月日
鋼材類(鉄筋・形鋼・鋼板等)	平成20年7月1日
燃料油(ガソリン・軽油・重油)	平成20年7月1日
アスファルト類(合材・乳剤・ストレートアスファルト等)	平成20年12月1日

3. 対象となる工事

以下の～の全てに該当する工事が対象となる。

契約工期の工期末が適用年月日以降の工事

請負代金額(税込み)が250万円以上の工事

工期末の60日前までに単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

の請負代金額は、当初契約額とする。

4. 単品スライド額算定の対象とする工事部分(対象工事部分)

前項の「対象となる工事」において既済部分検査を行っている場合、単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求日(以下、「スライド請求日」という)以前に既済部分検査が完了している工事部分を除いた工事部分を、単品スライド額算定の対象とする工事部分(以下、「対象工事部分」という)とする。

また、既済部分検査を行っていない場合は、全ての工事部分を対象工事部分とする。

(例1) 既済部分検査が平成20年6月30日以前の工事

既済部分検査が完了している工事部分は対象としない。

(例2) 既済部分検査が平成20年8月31日で、スライド請求日が平成20年9月1日以降の工事

既済部分検査が完了している工事部分は対象としない。

(例3) スライド請求日が平成20年8月31日で、既済部分検査が平成20年9月1日以降の工事

既済部分検査が完了している工事部分も対象とする。

5. 対象工事部分の請負代金相当額（対象工事費）の算定

前項に規定する対象工事部分の請負代金に相当する消費税込みの額（以下、「対象工事費」という）は、以下の(1)、(2)のいずれかの額とする。

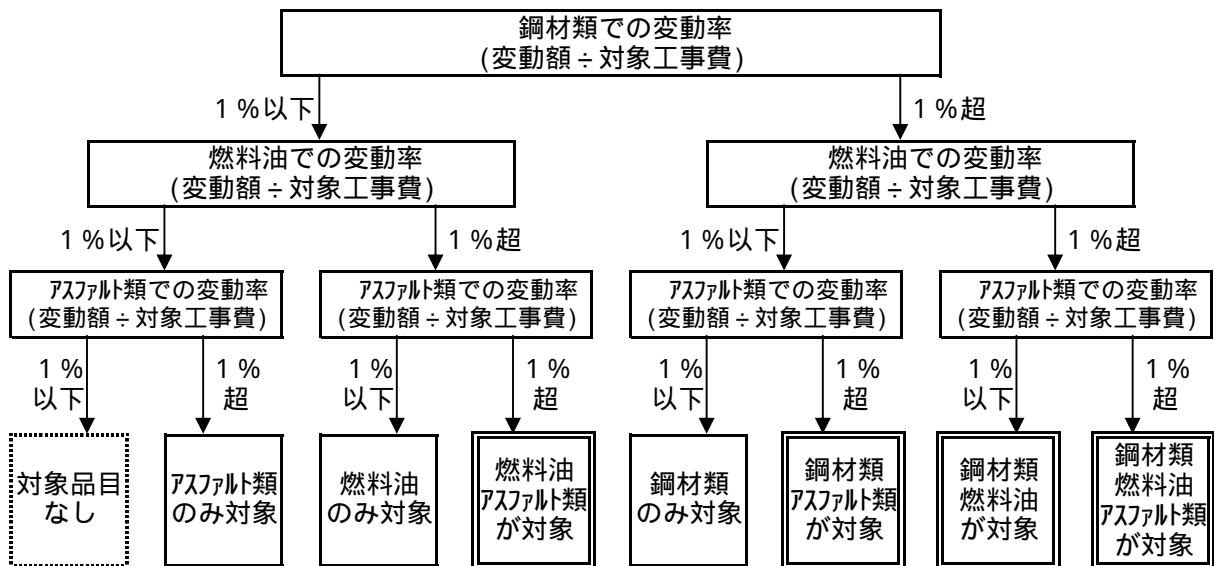
- (1) 既済部分検査がスライド請求日以降の工事、及び、既済部分検査を行っていない工事（つまり、全ての工事部分を対象工事部分とする工事）については、最終変更契約額（単品スライド変更をする前の契約額）を対象工事費とする。
- (2) スライド請求日以前に既済部分検査を行った工事については、その既済部分検査の対象とならなかった工事部分に相当する請負代金額（単品スライドを考慮する前の額）を積算し、その金額を対象工事費とする。

6. 単品スライド額算定の対象とする品目の決定方法

単品スライド条項を適用する品目は「鋼材類」と「燃料油」と「アスファルト類」であるが、それぞれの品目において、『その品目がその工事において単品スライド額算定の対象とする品目となるか』の判定を行う。

その判定方法は、その品目に区分される各資材の価格変動による変動額が、対象工事費の1%を上回るか否かにより行い、上回る品目についてのみ、その工事における単品スライド額算定の対象品目となる。

〔単品スライド額算定の対象とする品目の決定フロー〕



7. 鋼材類について

7-1. 鋼材類の価格変動による変動額の算定

鋼材類の価格変動による変動額 ($M' - M$) の算定は以下の式によるものとし、各単価や数量等の算出は(1)～(4)によるものとする。

$$\text{鋼材類の価格変動による変動額} = M' - M$$

M : 設計時点における「鋼材類」の価格

$$M = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + p_3 \times D_3 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

M' : 調達時点における「鋼材類」の価格

$$M' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + p'_3 \times D_3 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

p : 設計時点における各対象資材の単価

p' : 調達時点における各対象資材の単価

D : 対象工事部分における各対象資材の数量

k : 落札率

変動額は材料費(直接工事費)ベースで計算し、材料費の変動に伴う諸経費等(諸雑費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等)の変更は行わない。

(1) 対象工事部分における各対象資材の数量(D)の算出方法

単品スライドの対象となる資材は、発注者が積算に用いている資材の内、別表1「単品スライド対象資材一覧表」に該当する全ての資材とし、変動額の算定に用いる数量は、発注者の積算における所要数量(以下、「設計数量」という)と、受注者が証拠書類を提出し調達を証明した数量(以下、「調達数量」という)のいずれかの数量とする。

発注者の積算における所要数量(設計数量)とは、歩掛に数量としての計上がある、材料ロス率(量)も含む数量である。

(積算システムにおいて「単価別資材集計表」に集計される数量である。)

別表2「単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等」に記載のある市場単価に含まれる対象資材の数量についても、設計数量として取り扱うものとする。

諸経費率や諸雑費率等に含まれる鋼材類の数量や、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類の数量は対象としない。

設計数量として計上のあるスクラップ、及び、工場製作に用いる鋼材の単価算出に使用しているスクラップも対象とするが、数量は、発注者が積算上想定する数量とする。(受注者からの証明資料の提出は求めない。)

1) 設計単価(p)より調達時点の単価(p')が高い資材[フロー図A, B, D]

対象資材の数量(D)は、設計数量と調達数量のいずれか小さいほうの数量とする。

(例1)	設計数量(20 t)	調達数量(22 t)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量
(例2)	設計数量(20 t)	> 調達数量(18 t)	・・・	調達数量(18 t)が対象数量
(例3)	設計数量(20 t)	> 不明(証明無し)	・・・	対象数量なし

2) 設計単価(p)より調達時点の単価(p')が安い資材[フロー図E, G, H]

対象資材の数量(D)は、設計数量とする。

(例1)	設計数量(20 t)	調達数量(22 t)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量
(例2)	設計数量(20 t)	> 調達数量(18 t)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量
(例3)	設計数量(20 t)	> 不明(証明無し)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量

(2) 設計時点における各対象資材の単価(p)の算出方法

変動額の算定に用いる設計時点における各対象資材の単価(p)については、設計時点の単価とするものとする。

別表2「単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等」の単価は、材工共の単価であるため、当該対象材料のみの単価について、設計時点における基本単価表または物価資料等を用いて算出し、設計時点の単価(p)とする。

重要な設計変更を伴う指示により、その指示時点(月)の単価を設計単価としている工事部分については、その指示月の単価を設計時点の単価(p)とする。

全体スライド(契約書第25条第1~4項)も適用している工事の場合、その適用となっている工事部分については、その適用月の単価を設計時点の単価(p)とする。

(3) 調達時点における各対象資材の単価(p')の算出方法

1) スクラップ以外の各対象資材の場合

変動額の算定に用いる調達時点における各対象資材の単価(p')については、当該資材を現場に搬入した月(*1)の実勢単価とするものとし、その実勢単価は下記により算出するものとする。

別表3「実勢価格の算出に基本単価を用いる資材一覧表」に記載されている資材及び物価資料(「月刊建設物価」及び「月刊積算資料」)に掲載のある資材

{ -1 受注者より80%以上の証明資料が提出された資材 }

- ・購入単価(*2)が設計単価を上回る場合は、購入単価(*2)と官積算単価(*3)のいずれか安価な方の単価を実勢単価(p')とする。[フロー図A, B]
ただし、購入単価(*2)は設計単価を上回るものの官積算単価(*3)は設計単価下回る場合は、設計単価を実勢単価(つまり変動額無し)とする。[フロー図C]
- ・購入単価(*2)が設計単価以下の場合は、購入単価(*2)を実勢単価とする。[フロー図E]

{ -2 受注者より80%以上の証明資料が提出されなかった資材 }

- ・官類推単価(*4)が設計単価以上の場合は、設計単価を実勢単価(つまり変動額無し)とする。[フロー図F]
- ・官類推単価(*4)が設計単価を下回る場合は、購入単価(*2)と官類推単価(*4)のいずれか安価な方の単価を実勢単価(p')とする。[フロー図G, H]

上記 に該当しない対象資材(物価資料等に単価の掲載の無い資材)

{ -1 受注者より80%以上の証明資料が提出された資材 }

- ・購入単価(*2)を実勢単価(p')とする。[フロー図D, E]

{ -2 受注者より80%以上の証明資料が提出されなかった資材 }

上記の -2に同じ。[フロー図F, G, H]

(*1)現場への搬入月における「現場」の定義は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------|
| ・鋼橋や浮棧橋などの製作工事前用鋼材等 | 製作工場 |
| ・現場加工を必要とする棒鋼や形鋼等 | 加工場 |
| ・その他、現場着価の鋼製二次製品等 | 工事現場 |

なお、対象材料を複数の月に分けて現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均して算出した単価をp'とするか、主たる搬入月がある場合はその主たる搬入月の実勢価格をp'とする。ただし、リース材については、当該資材を最初に搬入した月の実勢単価をp'とする。

(*2) 購入単価とは、受注者が実際に購入した単価を落札率で割り戻した単価であり、以下の式により算定するものとする。

$$(式) \quad \text{購入単価} = \frac{\text{受注者が実際に購入した価格}}{\text{受注者が実際に購入した数量}} \times \frac{1}{k (\text{落札率})}$$

ただし、受注者が実際に購入した価格が著しく高いと思われる場合などは、類似品目の価格動向の調査や市場調査機関等への問合せを行い、その単価が不相当であると判断される場合は、発注者と受注者で協議の上、設計時の単価に類似資材の価格上昇（又は下落）率を乗じる等の方法で算出した単価を実勢単価（ p' ）とするか、当該資材を対象資材から除外する等の対応をとるものとする。

(*3) 官積算単価とは、搬入月時点の基本単価一覧表掲載単価（別表3に掲載の資材に限る）、または、搬入月の物価資料掲載単価（平均値）である。なお、この基本単価一覧表掲載単価は、物価資料掲載単価に優先して使用するものとする。

(*4) 官類推単価とは、受注者より80%以上の証明資料が提出されなかった資材について、以下の方法により算出する単価である。（80%の判断は数量ベースで行う）

〔鋼橋や浮棧橋などの製作工事前用鋼材〕

工期の始期の属する月から6ヶ月間（工場製作の工程次第では適宜延長する）で最も安価となる月を、物価資料から選択し、その月の単価を採用する。

〔上記以外の鋼材類〕

当該資材を工事現場又は加工場へ搬入を始めた月の6ヶ月前（ただし工期の始期日より前には遡らない）から、工事現場への搬入を終えた月までの間で、最も安価となる月を、別表3に掲載の材料は基本単価一覧表から、物価資料掲載資材については物価資料から選択し、その月の単価を採用する。

なお、基本単価一覧表や物価資料に掲載の無い資材については、掲載のある類似資材を用いて最も安価となる月を選択し、設計単価にその類似資材の価格変動率を乗じる等の方法により、単価を決定する。

2) スクラップが対象資材の場合

設計数量として計上のあるスクラップ、及び、工場製作に用いる鋼材の単価算出に使用しているスクラップの実勢単価（ p' ）は、作業工程上、スクラップの売却時期が明らかかな場合は、当該売却月の実勢単価を p' とするものとし、明らかでないものについては、対象工事部分の工期の平均単価を実勢単価（ p' ）とする。

工期の平均単価は、物価資料における「工期の始期または既済部分検査日の属する月の翌々月」から「工期末の属する月の前月」までの平均単価とする。

(4) 落札率(k)について

変動額の算定に用いる落札率(k)は、最終の設計変更契約時（単品スライド変更前）の落札率とする。

単品スライド額の算定においては、落札率の確定が必要なため、最終の設計変更契約を締結した後に、単品スライド額の増額又は減額の変更契約を行うことを原則とする。

7 - 2 . 鋼材類に関する証明資料

単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を行う受注者は、実際に資材を調達した時期において、設計時点より著しく価格が変動していた事を証明する必要があり、鋼材類に該当する全ての資材（ただし、歩掛に数量としての計上がある資材（積算システムにおいて「単価別資材集計表」に集計される資材）、及び、別表2「単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等」に含まれる資材に限る）について、前項の鋼材類の価格変動による変動額の算定に必要な下記の証明資料を、協議開始の日までに提出するものとする。

また、発注者より単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を受けた受注者は、適正な実勢単価の算出のため、上記と同様の証明資料を協議開始の日までに提出するよう努めるものとする。（証明がなされない場合、官類推単価(*3)での算出となるため。）

単品スライドの協議開始日は、原則、工期末の14日前とする。

資材集計表（証明様式1）・・・発注者が指定するExcelの様式で提出する事
上記の根拠が証明できる資料（「納品書」「請求書」「領収書」等の写し）

全体スライドの適用や重要な設計変更を伴う指示により、異なる複数の設計単価（採用月）を有している工事において、受注者は、その設計単価が異なる工事部分毎に資材を区分して、証明書類を提出するものとする。

7 - 3 . 鋼材類を単品スライド対象品目とするかの判定

前項までの方法で算出された鋼材類の価格変動による変動額（ $M' - M$ ）が、対象工事費の1%を超える場合は、鋼材類を単品スライド対象品目とする。

(例1) 鋼材類の価格高騰による変動額： 420,000円 } の場合
対象工事費： 21,000,000円 }

鋼材類の価格高騰による変動額(420,000円)が、対象工事費の1%(210,000円 = 21,000,000 × 0.01)を超えるため、鋼材類を単品スライド対象品目とする。

(例2) 鋼材類の価格高騰による変動額： 1,050,000円 } の場合
対象工事費： 210,000,000円 }

鋼材類の価格高騰による変動額(1,050,000円)が、対象工事費の1%(2,100,000円 = 210,000,000 × 0.01)以下ため、鋼材類を単品スライド対象品目としない。

(例3) 鋼材類の価格下落による変動額： -420,000円 } の場合
対象工事費： 21,000,000円 }

鋼材類の価格下落による変動額(-420,000円)が、対象工事費の1%(210,000円 = 21,000,000 × 0.01)を絶対値として超えるため、鋼材類を単品スライド対象品目とする。

8 . 燃料油について

8 - 1 . 燃料油の価格変動による変動額の算定

燃料油の価格変動による変動額 ($N' - N$) の算定は以下の式によるものとし、各単価
価や数量等の算出は (1) ~ (4) によるものとする。

$$\text{燃料油の価格変動による変動額} = \underline{N' - N}$$

N : 設計時点における「燃料油」の価格

$$N = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + p_3 \times D_3 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

N' : 調達時点における「燃料油」の価格

$$N' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + p'_3 \times D_3 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

p : 設計時点における各対象資材の単価

p' : 調達時点における各対象資材の単価

D : 対象工事部分における各対象資材の数量

k : 落札率

変動額は燃料費 (直接工事費) ベースで計算し、燃料費の変動に伴う諸経費等 (諸雑費・
共通仮設費・現場管理費・一般管理費等) の変更は行わない。

(1) 対象工事部分における各対象資材の数量 (D) の算出方法

単品スライドの対象となる資材は、別表 1 「単品スライド対象資材一覧表」に掲げる
資材とし、変動額の算定に用いる数量は設計数量とする。

(2) 設計時点における各対象資材の単価 (p) の算出方法

変動額の算定に用いる設計時点における各対象資材の単価 (p) については、設計時点
の単価とするものとする。

重要な設計変更を伴う指示により、その指示時点 (月) の単価を設計単価としている工
事部分については、その指示月の単価を設計時点の単価 (p) とする。

全体スライド (契約書第 2 5 条第 1 ~ 4 項) も適用している工事の場合、その適用と
なっている工事部分については、その適用月の単価を設計時点の単価 (p) とする。

(3) 調達時点における各対象資材の単価 (p') の算出方法

変動額の算定に用いる調達時点における各対象資材の単価 (p') については、対象工
事部分の工期の平均単価とする。

工期の平均単価は、基本単価一覧表における「工期の始期または既済部分検査日の属
する月の翌々月」から「工期末の属する月の前月」までの平均単価とする。

(4) 落札率 (k) について

変動額の算定に用いる落札率 (k) は、最終の設計変更契約時 (単品スライド変更前)
の落札率とする。

単品スライド額の算定においては、落札率の確定が必要なため、最終の設計変更契約
を締結した後に、単品スライド額の増額又は減額の変更契約を行うことを原則とする。

8 - 2 . 燃料油に関する証明資料

単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を行う受注者は、実際に資材を調達した時期において、設計時点より著しく価格が変動していた事を証明する必要があるが、燃料油については、設計数量に工期の平均単価を乗じる方法を用いることにより、発注者のみでのスライド額の算出が可能であるため、燃料油に関する証明資料の提出は不要とする。

8 - 3 . 燃料油を単品スライド対象品目とするかの判定

前項までの方法で算出された燃料油の価格変動による変動額 ($N' - N$) が、対象工事費の 1 % を超える場合は、燃料油を単品スライド対象品目とする。

「7 - 3 . 鋼材類を単品スライド対象品目とするかの判定」の例示を参照

9 . アスファルト類について

9 - 1 . アスファルト類の価格変動による変動額の算定

アスファルト類の価格変動による変動額 ($A' - A$) の算定は以下の式によるものとし、各単価や数量等の算出は(1)～(4)によるものとする。

$$\text{アスファルト類の価格変動による変動額} = A' - A$$

A : 設計時点における「アスファルト類」の価格

$$A = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + p_3 \times D_3 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

A' : 調達時点における「アスファルト類」の価格

$$A' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + p'_3 \times D_3 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

p : 設計時点における各対象資材の単価

p' : 調達時点における各対象資材の単価

D : 対象工事部分における各対象資材の数量

k : 落札率

変動額は材料費(直接工事費)ベースで計算し、材料費の変動に伴う諸経費等(諸雑費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等)の変更は行わない。

(1) 対象工事部分における各対象資材の数量(D)の算出方法

単品スライドの対象となる資材は、発注者が積算に用いている資材の内、別表1「単品スライド対象資材一覧表」に該当する全ての資材とし、変動額の算定に用いる数量は、設計数量と調達数量のいずれかの数量とする。

設計数量とは、歩掛に数量としての計上がある、材料ロス率(量)も含む数量である。(積算システムにおいて「単価別資材集計表」に集計される数量である。)

諸経費率や諸雑費率等に含まれるアスファルト類の数量や、二次製品等に含まれるアスファルト類の数量は対象としない。

1) 設計単価(p)より調達時点の単価(p')が高い資材[フロー図A, B, D]

対象資材の数量(D)は、設計数量と調達数量のいずれか小さいほうの数量とする。

(例1)	設計数量(20 t)	調達数量(22 t)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量
(例2)	設計数量(20 t)	> 調達数量(18 t)	・・・	調達数量(18 t)が対象数量
(例3)	設計数量(20 t)	> 不明(証明無し)	・・・	対象数量なし

2) 設計単価(p)より調達時点の単価(p')が安い資材[フロー図E, G, H]

対象資材の数量(D)は、設計数量とする。

(例1)	設計数量(20 t)	調達数量(22 t)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量
(例2)	設計数量(20 t)	> 調達数量(18 t)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量
(例3)	設計数量(20 t)	> 不明(証明無し)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量

(2) 設計時点における各対象資材の単価(p)の算出方法

変動額の算定に用いる設計時点における各対象資材の単価(p)については、設計時点の単価とするものとする。

重要な設計変更を伴う指示により、その指示時点(月)の単価を設計単価としている工事部分については、その指示月の単価を設計時点の単価(p)とする。

全体スライド(契約書第25条第1~4項)も適用している工事の場合、その適用となっている工事部分については、その適用月の単価を設計時点の単価(p)とする。

(3) 調達時点における各対象資材の単価(p')の算出方法

変動額の算定に用いる調達時点における各対象資材の単価(p')については、当該資材を現場に搬入した月の実勢単価とするものとする。

なお、対象材料を複数の月に分けて現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均して算出した単価をp'とするか、主たる搬入月がある場合はその主たる搬入月の実勢価格をp'とする。

1) 対象資材がアスファルト合材の場合

実勢単価の算出は、以下の または によるものとする。

物価資料(「月刊建設物価」及び「月刊積算資料」)に掲載のある資材

アスファルト合材は、長崎地区と佐世保地区のみ単価掲載がある。

{ -1 受注者より80%以上の証明資料が提出された資材 }

・搬入月の物価資料掲載単価(平均値)とする。

{ -2 受注者より80%以上の証明資料が提出されなかった資材 }

・当該資材を工事現場へ搬入を始めた月の6ヶ月前(ただし工期の始期月より前には遡らない)から搬入を終えた月までの間で、最も安価となる月を物価資料から選択し、その月の単価を採用する。

上記 以外の資材(物価資料に掲載の無い資材)

{ -1 受注者より80%以上の証明資料が提出された資材 }

・設計単価に長崎地区の密粒度アスコン(13)の価格変動率を乗じる方法で算出した単価とする。

$$(式) \quad p' = \frac{\text{搬入時(月)の長崎地区の密粒度アスコンの単価}}{\text{設計時(月)の長崎地区の密粒度アスコンの単価}} \times \text{設計単価}$$

資材の単価地区や規格の如何にかかわらず、長崎地区の密粒度アスコン(13)の価格変動率を乗じる。また、価格変動率算定に用いる単価は、設計月及び搬入月の物価資料掲載単価の平均単価とする。

{ -2 受注者より80%以上の証明資料が提出されなかった資材 }

・当該資材を工事現場へ搬入を始めた月の6ヶ月前(ただし工期の始期月より前には遡らない)から搬入を終えた月までの間で、最も安価となる月を物価資料から選択し、その月の単価を上記 -1の式の価格変動率の分子に代入して算出する。

2) 対象資材がアスファルト合材以外の場合

鋼材類における「1)スクラップ以外の各対象資材の場合」によるものとする。

(4) 落札率(k)について

変動額の算定に用いる落札率(k)は、最終の設計変更契約時(単品スライド変更前)の落札率とする。

単品スライド額の算定においては、落札率の確定が必要なため、最終の設計変更契約を締結した後に、単品スライド額の増額又は減額の変更契約を行うことを原則とする。

9 - 2 . アスファルト類に関する証明資料

単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を行う受注者は、実際に資材を調達した時期において、設計時点より著しく価格が変動していた事を証明する必要があり、アスファルト類に該当する全ての資材(ただし、歩掛に数量としての計上がある資材(積算システムにおいて「単価別資材集計表」に集計される資材に限る)について、前項のアスファルト類の価格変動による変動額の算定に必要な下記の証明資料を、協議開始の日までに提出するものとする。

また、発注者より単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を受けた受注者は、適正な実勢単価の算出のため、上記と同様の証明資料を協議開始の日までに提出するよう努めるものとする。(証明がなされない場合、官類推単価(*3)での算出となるため。)

単品スライドの協議開始日は、原則、工期末の14日前とする。

資材集計表(証明様式2)・・・発注者が指定するExcelの様式で提出する事
上記の根拠が証明できる資料(「納品書」「請求書」「領収書」等の写し)
アスファルト合材については、購入単価の根拠資料は不要とする。

全体スライドの適用や重要な設計変更を伴う指示により、異なる複数の設計単価(採用月)を有している工事において、受注者は、その設計単価が異なる工事部分毎に資材を区分して、証明書類を提出するものとする。

9 - 3 . アスファルト類を単品スライド対象品目とするかの判定

前項までの方法で算出されたアスファルト類の価格変動による変動額(A' - A)が、対象工事費の1%を超える場合は、アスファルト類を単品スライド対象品目とする。

「7 - 3 . 鋼材類を単品スライド対象品目とするかの判定」の例示を参照

10 . 各対象品目の変動額の計の算出

各対象品目の変動額の計は、以下の式により算出する。

鋼材類の価格変動による変動額	(M' - M)	鋼材類が対象品目となった場合
+) 燃料油の価格変動による変動額	(N' - N)	燃料油が対象品目となった場合
+) アスファルト類の価格変動による変動額	(A' - A)	アスファルト類が対象品目となった場合
=	各対象品目の変動額の計	

例 1 : 対象工事費が210,000,000円、鋼材類の変動額が3,150,000円(増額)、燃料油の変動額が2,100,000円(増額)、アスファルト類は使用しない工事(橋梁下部工等)

	3,150,000円(鋼材類の変動額)	
+)	0円(燃料油の変動額)	変動額が対象工事費の1%以内
+)	0円(アスファルト類の変動額)	対象資材無し
=	3,150,000円	

例 2 : 対象工事費が21,000,000円、鋼材類は使用しない、燃料油の変動額が-1,050,000円(減額)、アスファルト類の変動額が2,100,000円(増額)の工事(舗装工事等)

	0円(鋼材類の変動額)	対象資材無し
+)	-1,050,000円(燃料油の変動額)	
+)	2,100,000円(アスファルト類の変動額)	
=	1,050,000円	

例 3 : 対象工事費が63,000,000円、鋼材類の変動額が-2,100,000円(減額)、燃料油の変動額が-420,000円(減額)、アスファルト類の変動額が1,050,000円(増額)の工事

	-2,100,000円(鋼材類の変動額)	
+)	0円(燃料油の変動額)	変動額が対象工事費の1%以内
+)	1,050,000円(アスファルト類の変動額)	
=	-1,050,000円	

11. 単品スライド額の算定

単品スライド条項は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当でないとの考えに基づき定められている。

この考えに沿って、通常合理的な範囲内に納まる価格変動額を、天災などの不可抗力による損害条項（長崎県建設工事標準請負契約書第29条）に準じ、対象工事費の100分の1（1%）の額とし、この額を「受注者負担又は発注者負担とする額」とする。

このため、単品スライド額は、「各対象品目の変動額の計」に「受注者負担又は発注者負担とする額」を加除して算定するものとする。

各対象品目の変動額の計が増額(プラス)側でかつ対象工事費の1%を上回る場合

「各対象品目の変動額の計」から「受注者負担額(対象工事費の1%)」を控除する。

例1：各対象品目の変動額の計が+3,150,000円で、対象工事費が210,000,000円の場合

受注者負担とする額：210,000,000円 × 1/100 = 2,100,000円

単品スライド額：+3,150,000円 - 2,100,000円 = 1,050,000円

ただし、全体スライド（増額を目的としたものに限る）を併用する対象工事部分については、全体スライドにおける受注者負担とする額（当該工事部分の対象工事費の1.5%）を既に控除している。このため、当該工事部分の対象工事費（全体スライドによる増額費用を加算後の額）については、単品スライドにおける「受注者負担とする額」の算定に用いる対象工事費（例示：210,000,000円）から控除するものとする。

各対象品目の変動額の計が減額(マイナス)側でかつ対象工事費の1%を上回る場合

「各対象品目の変動額の計」に「発注者負担額(対象工事費の1%)」を加算する。

例2：各対象品目の変動額の計が-3,150,000円で、対象工事費が210,000,000円の場合

発注者負担とする額：210,000,000円 × 1/100 = 2,100,000円

単品スライド額：-3,150,000円 + 2,100,000円 = -1,050,000円

ただし、全体スライド（減額を目的としたものに限る）を併用する対象工事部分については、全体スライドにおける発注者負担とする額（当該工事部分の対象工事費の1.5%）を既に控除している。このため、当該工事部分の対象工事費（全体スライドによる減額費用を控除後の額）については、単品スライドにおける「発注者負担とする額」の算定に用いる対象工事費（例示：210,000,000円）から控除するものとする。

各対象品目の変動額の計が対象工事費の1%以下の場合

単品スライド額は算定されない。（0円となる。）

12. その他の留意事項

(1) 単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求

受注者が請求する場合

単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を行う受注者は、工期末の60日前までに『様式1』を発注者へ提出するものとする。

これを受けた発注者は、7日以内に『様式2』をもって受注者へ通知するものとする。

発注者が請求する場合

単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を行う発注者は、工期末の60日前までに『様式4』を受注者へ提出するものとする。

(2) 協議開始日(証明書類の提出期日)の決定及び通知

協議開始日は、原則、工期末の14日前とするが、ほとんどの資材の搬入が早い時期に完了するなど、スライド額の確定が早期に可能な場合は、発注者と受注者で協議の上で、これより前日(例えば工期末の30日前など)に決定することができる。

なお、発注者は、決定した協議開始日を、『様式2』により、又は、『様式4』に記載して、受注者へ通知するものとする。

(3) 最終設計変更契約と単品スライド変更契約

単品スライド額の算定のためには、最終設計数量の確定や最終の変更契約における落札率の確定が必要であるため、最終の設計変更契約をできるだけ早い時期に締結し、その後単品スライドによる変更契約を締結することを原則とする。

ただし、最終の設計変更契約見込み額(単品スライドによる増減額を除く)がその直前の契約額(当初又は前回変更契約額)の1.2倍以内(つまり再見積が不要で落札率(K)が確定している場合)で、かつ、その最終の設計変更契約見込み額に単品スライド見込み額を加算した額もその直前の契約額の1.2倍以内となる場合においては、最終の設計変更と単品スライドによる変更を同時に行ってもよい。

(4) 最終設計変更数量等の提出期限

受注者は、上記(2)の理由に鑑み、工期末の45日以上前までに設計変更数量や関係図面等を発注者に提出するものとする。(ただし、やむを得ない事情により設計変更数量が確定しない場合等は、この限りではない。)

(5) 単価別資材集計表の提供

発注者は、受注者における単品スライドに関する証明資料の迅速な作成を支援するため、最終設計変更契約後すみやかに、各単価期毎の各対象資材における設計数量の一覧表(積算システムにおいては「単価別資材集計表」)等を受注者へ提供するものとする。

(6) 単品スライド変更契約の取扱い

単品スライドによる変更契約は、当該工事の受注者との随意契約(地方自治法施行令第167条の2第2項「性質又は目的が競争入札に適しないとき」)により行うものとする。また、契約額の2割を超える増額となった場合についても、「再見積り」は行わないものとする。

(7) 単品スライド額が「0円」となった場合の取扱い

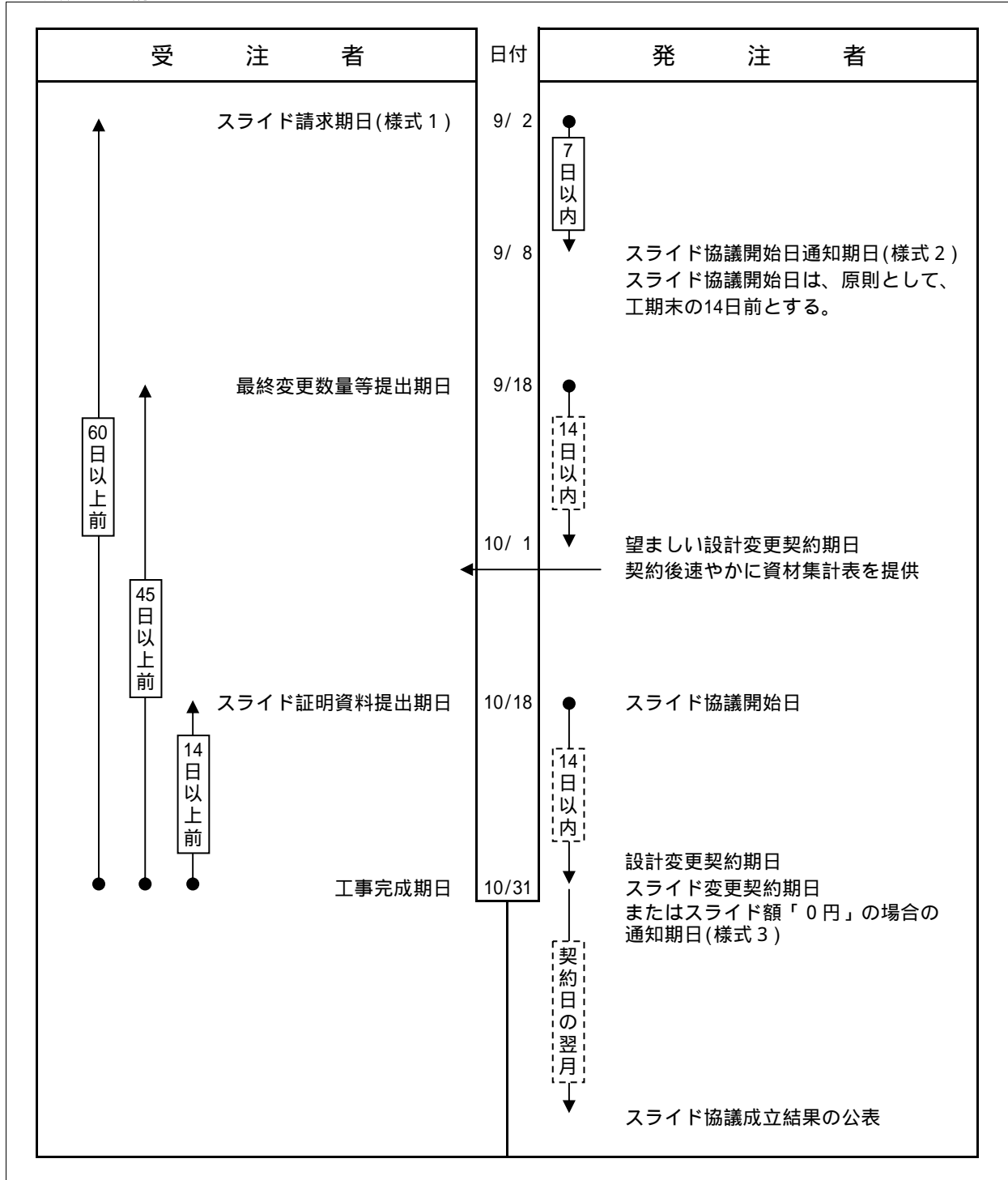
単品スライド条項に基づく協議の結果、その算定額が0円となった場合、発注者は、『様式3』をもって受注者へ通知するものとする。

(変更金額がある場合は、長崎県建設工事執行規則第16条に定める様式とする。)

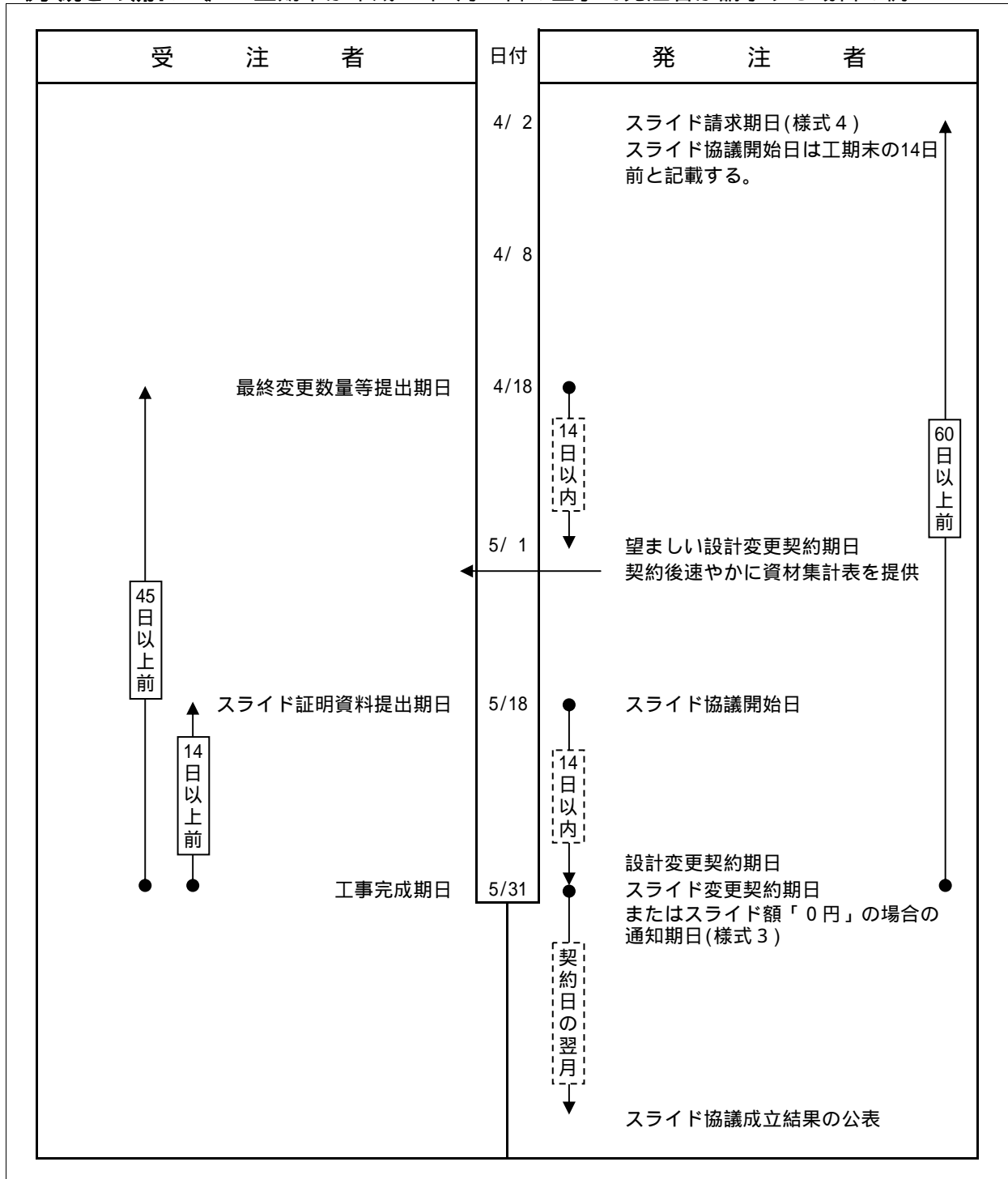
(8) 単品スライド協議成立結果の公表

単品スライド条項に基づく協議が成立した場合、発注者は、下請業者が協議結果を把握出来るよう、単品スライド額が確定した契約日の翌月に、工事名、請負者、スライド金額、適用資材等を『土木部ホームページ』で公表するものとする。

《手続きの流れ》 工期末が平成20年10月31日の工事で受注者が請求する場合の例



《手続きの流れ》 工期末が平成21年5月31日の工事で発注者が請求する場合の例



単品スライド対象資材一覧表

平成20年12月1日現在

品目	資 材 名	備考
燃料油	物価資料の「燃料油(石油製品)」のうち以下の3燃料油 (レギュラーガソリン・軽油・A重油)	
鋼材類	物価資料の「鉄鋼(鋼材)」、及び、これに類する資材 (H形鋼, 棒鋼, 厚板, 鋼矢板, 鋼管杭等) 各エキストラを含む	
	物価資料の「鉄鋼(鋼材)二次製品」のうち鋼材を主材料として構成されている 資材、及び、これに類する資材(ロックボルト, 高力ボルト等)	
	物価資料の「仮設材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、 これに類する資材(覆工板等)	
	物価資料の「道路用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及 び、これに類する資材(ガードレール, 転落防止柵, 鋼製蓋等)	
	物価資料の「上下水道用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材(鋼管, ダクティル鉄管, 継手材等)	
	物価資料の「橋梁・トンネル用材」のうち鋼材を主材料として構成されている 資材、及び、これに類する資材(PC鋼より線, 鋼製支承等)	
	物価資料の「河川・港湾用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資 材、及び、これに類する資材(鋼製防舷材, フトンかご等)	
	物価資料の「一般土木用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材(落石防護柵, ライナープレート等)	
	物価資料の「土地改良用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材(鋼製水門, ステンレス製水門, 開閉(巻上)機等)	
	物価資料の「建築資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及 び、これに類する資材	
	物価資料の「電気設備資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材	
	物価資料の「機械設備資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材	
	物価資料の「賃貸料金」のうち仮設鋼材賃貸料金(鋼矢板, H形鋼, 鋼製覆工 板, 敷き鉄板, 及びこれらの不足弁償金)	
	物価資料の「スクラップ」のうち鉄屑のスクラップ	
	その他、物価資料に掲載の無い分類の資材にあって、鋼材を主材料として構成 されている資材、及び、これに類する資材	
アスファルト類	物価資料の「道路用材」のうちアスファルトを主材料として構成されている資 材、及び、これに類する資材(ストレートアスファルト, アスファルト乳剤, アスファルト混合物, 改質アスファルト等)	
	物価資料の「防水材」のうちアスファルト系の防水材 (アスファルト防水材, 改質アスファルト防水材)	

非鉄金属(アルミニウム・鉛・金・銀・銅・ニッケル等)は、価格変動の要因が鋼材とは異なるため、対象としない。

単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等

平成20年12月1日現在

名 称	種 別	備考	
土木工事 市場単価	防護柵設置工 (ガードレール)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (落石防護柵)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (落石防止網)	【材工共】の各種	
	吹付砕工 (現場吹付砕工)	ラス張工【材工共】	
港湾工事 市場単価	係船柱取付工	架台現場製作【材工共】	
	車止・縁金物製作・取付工	車止め製作【材工共】 縁金物製作【材工共】	
施工単価	自由勾配側溝	鋼製グレーチング蓋各種【材工共】	
	落蓋側溝	鋼製グレーチング蓋各種【材工共】	

ただし、建築工事の市場単価については、この限りではない。

実勢価格の算出に基本単価を用いる資材一覧表

平成20年12月1日現在

品目	物価資料分類	資 材 名	基本単価 コード	備考
燃料油	燃料油 (石油製品)	ガソリン(レギュラー)	TT1001	
		軽油	TT1002	
			TT1003	
		重油(A)	TT1004	
			TT1005	
鋼材類	鉄鋼 (鋼材)	異形棒鋼(SD295A) 径10mm	TT4501	
		異形棒鋼(SD295A) 径13mm	TT4502	
		異形棒鋼(SD295A) 径16mm	TT4503	
		異形棒鋼(SD295A) 径16mm	TT4504	
		異形棒鋼(SD295A) 径16mm	TT4505	
		異形棒鋼(SD295A) 径16mm	TT4506	
		異形棒鋼(SD345) 径10mm	TT4511	
		異形棒鋼(SD345) 径10mm	TT4512	
		異形棒鋼(SD345) 径13mm	TT4513	
		異形棒鋼(SD345) 径13mm	TT4514	
		異形棒鋼(SD345) 径16mm	TT4515	
		異形棒鋼(SD345) 径16mm	TT4516	
		異形棒鋼(SD345) 径19mm	TT4517	
		異形棒鋼(SD345) 径19mm	TT4518	
		異形棒鋼(SD345) 径22mm	TT4519	
		異形棒鋼(SD345) 径22mm	TT4520	
		異形棒鋼(SD345) 径25mm	TT4521	
		異形棒鋼(SD345) 径25mm	TT4522	
		異形棒鋼(SD345) 径29mm	TT4523	
		異形棒鋼(SD345) 径29mm	TT4524	
異形棒鋼(SD345) 径32mm	TT4525			
異形棒鋼(SD345) 径32mm	TT4526			
丸鋼(SS400) 径9~13mm	TT5001			
丸鋼(SS400) 径9~13mm	TT5002			
丸鋼(SS400) 径16~25mm	TT5003			
丸鋼(SS400) 径16~25mm	TT5004			
丸鋼(SS400) 径29~32mm	TT5005			
丸鋼(SS400) 径29~32mm	TT5006			
丸鋼(SS400) 径34~42mm	TT5007			
丸鋼(SS400) 径34~42mm	TT5008			
丸鋼(SS400) 径44~50mm	TT5009			
丸鋼(SS400) 径44~50mm	TT5010			

ただし、建築工事については、この限りではない。

文 書 様 式 集

様式 - 1 (第 2 5 条第 5 項関係)

平成 年 月 日

契約担任者職氏名 様

請負者 住所
氏名

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項による請負代金額の変更の請求について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、
工事材料の価格の変動に伴い請負代金額が不相当となったため、工事請負契約書
第 2 5 条第 5 項の規定に基づき、請負代金額を変更したく請求します。

記

1 . 工 事 名

2 . 工 期 自) 平成 年 月 日
至) 平成 年 月 日

3 . 請 負 代 金 額 ¥

様式 - 2 (第 2 5 条第 8 項関係)

平成 年 月 日

請負者 住所
氏名 様

契約担任者職氏名

工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の規定に基づく協議開始日の通知について

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった下記工事において、
工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の規定に基づき協議開始日を通知します。

記

1 . 工 事 名

2 . 工 期 自) 平成 年 月 日
至) 平成 年 月 日

3 . 請 負 代 金 額 ¥

4 . 協 議 開 始 日 工期末の 1 4 日前とする

様式 - 3 (第 2 5 条第 7 項関係)

平成 年 月 日

請負者 住所
氏名 様

契約担任者職氏名

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項に基づくスライド変更金額について (通知)

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、
スライド変更金額を積算しましたので通知します。

記

1 . 工 事 名

2 . スライド変更金額 ￥ 0 円

この様式は、単品スライド金額が 0 円の場合に使用する様式とし、変更金額がある場合は、長崎県建設工事執行規則第 16 条に定める様式とする。

様式 - 4 (第 2 5 条第 5 項関係)

平成 年 月 日

請負者 住所
氏名 様

契約担任者職氏名

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項による請負代金額の変更の請求について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、
工事材料の価格の変動に伴い請負代金額が不適當となったため、工事請負契約書
第 2 5 条第 5 項の規定に基づき、請負代金額を変更したく請求します

記

1 . 工 事 名

2 . 工 期 自) 平成 年 月 日
至) 平成 年 月 日

3 . 請 負 代 金 額 ¥

4 . 協 議 開 始 日 工期末の 1 4 日前とする

証 明 様 式 集
【スライド算定システム用】

証明様式2 (資材集計表: アスファルト類) 記入例

区分	資材名	規格1	規格2	搬入年	搬入月	数量	単位	購入単価 (税抜き)	合計	加重平均単価		
合材以外	アスファルト乳剤	PK3	浸透用	20	2	2.00	t	80,000	160,000	84,090		
				20	3	9.00		85,000	765,000			
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
						11.00		84,090	925,000			

水色に着色した部分を記入

現場に搬入した年・月を半角英数字で平成表記による年・月を記入する。
現場への搬入とは、販売業者から納入を受けた時(加工業者による加工を行う場合は、加工業者に納入された時)

現場に搬入した資材の数量を記入する。なお、単位については、設計図書参考資料に記載された単位で記入する。

搬入した資材について購入した単価を消費税抜きで記入する。購入した資材の単価に対する数量の単位が設計図書参考資料の単位と異なる場合は、設計図書参考資料の単位に換算して記入する。

区分	資材名	規格1	規格2	搬入年	搬入月	数量	単位	購入単価 (税抜き)	合計	加重平均単価		
合材	再生アスファルト	密粒度	13	20	2	35.00	t		0	0		
				20	3	88.00	t		0			
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
						123.00		0	0			

合材か合材以外かを記入する。

合材については、購入単価の入力は不要。

Excel形式のファイル。1つのファイルに50個の資材を記入可能

名前を「工事番号.xls(例: 20建企第 号.xls)」として保存し、監督職員に根拠資料と共に電子データで提出する。

区分	資材名	規格1	規格2	搬入年	搬入月	数量	単位	購入単価 (税抜き)	合計	加重平均単価
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
						0.00			0	

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項 (単品スライド条項)適用にあたっての運用 【平成21年4月1日改定版】の改定内容

1. これまでの改定等の履歴

平成20年 6月30日付け 20建企第243号
長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について

- ・建設資材価格の急激な高騰に対応するため、「鋼材類」と「燃料油」を適用品目とした単品スライド条項の適用を通知した。(平成20年7月1日を適用日)

平成20年 7月24日付け 20建企第291号
長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用にあたっての運用【暫定版】

- ・「鋼材類」と「燃料油」の詳細なスライド額算定方法を定めて通知した。

平成20年11月27日付け 20建企第553号
長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について

- ・「アスファルト類」を単品スライド条項の適用品目に追加した。(平成20年12月1日を適用日)

平成20年12月 1日付け 20建企第565号
長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用にあたっての運用【平成20年12月1日版】

- ・「アスファルト類」の詳細なスライド額算定方法を定めて(既存運用に追記して)通知した。

平成21年 3月 2日付け 20建企第789号
長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について(改定)

- ・建設資材価格の急激な下落に対応するため、既適用品目における減額となる単品スライドの適用を通知した。(原則、平成21年4月1日以降に協議開始となる工事が対象)
- ・価格下落の場合も、原則、工期末の60日前までに単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求が必要であることとした。(これは発注者からの請求となる可能性が高い。)
- ・適用品目の変動額がマイナス(減額)側であっても、その額が絶対値として対象工事費の1%を超えれば、プラス(増額)側と同様に、当該適用品目を単品スライド対象品目とする事とした。
- ・各単品スライド対象品目の変動額の計がマイナス(減額)側であった場合、プラス(増額)側の場合の受注者負担額とは反対に、発注者負担額として対象工事費の100分の1の額を、変動額の計から減免する事とした。

2. 今回の改訂概要

(1)スライド額算定方法

価格が下落した資材にも対応できるよう、詳細な算定方法を定めた。

(2)受注者より証明資料が提出されなかった資材の取扱い

実際の購入単価が設計単価よりも高い場合は、証明資料が提出された資材のみを対象とする事に対応できたが、実際の購入単価が設計単価よりも低い事が想定される場合は、証明資料が提出されなかった資材についてもスライド額算定の対象としなければならない。また、1つの資材においてその一部分のみの調達が証明されても、他の部分の証明がなされない場合は、その資材における価格変動額の算定は困難である。

このため、証明資料の提出の規定や変動額の算定方法について、以下の改定を行った。
(ただし、歩掛に数量計上の無い資材、スクラップ、燃料油、アスファルト合材等は除く。)

- ・受注者は、適用品目に該当する全ての資材について、証明資料を提出するよう努力する。
- ・発注者は、適用品目に該当する資材のうち、数量ベースで80%以上の証明がなされなかった資材については、購入単価を物価資料等より類推して変動額を算定するものとする。

(3) 単品スライドに関する協議開始日

これまでの運用では、工期末の14日前に限定していたが、一定の条件を満たせば、これより前の日（例えば工期末の30日前など）とすることができるようにした。

(4) 最終設計変更契約と単品スライド変更契約

これまでの運用では、最終設計変更契約を締結した後で、再度、単品スライド変更契約をする事としていたが、一定の条件を満たせば同時に変更を行っても良いこととした。

(5) スライド額算定システム

今回の改訂に対応した「スライド額算定システム」を、長崎県土木部HPに掲載した。